

もしものときに
安心プラス!

〈地銀協〉

ライフサポート 団体信用生命保険制度

死亡
または所定の
高度障害

3大疾病
がん
脳卒中
急性心筋こうそく

ケガ
病気

リビング
ニーズ

「万が一」にも「ケガや病気」にも、住宅ローン返済の不安に備えをプラス!

死亡または所定の高度障害状態に該当したら

住宅ローン残高が

3大疾病

がん と診断されたら

住宅ローン残高が

脳卒中・急性心筋こうそく

で所定の手術を受けたら

または所定の状態が60日以上継続したら

住宅ローン残高が

ケガや病気

所定の就業不能状態が3ヶ月を超えて継続したら
以後の継続している期間において

月々の
住宅ローン返済が

さらに…

所定の就業不能状態が12ヶ月を超えて継続したら

住宅ローン残高が

リビング・ニーズ

余命6か月以内 と診断されたら

住宅ローン残高が

0円

……………夫婦・親子等による連帯債務の場合、住宅ローン残高が残ることもございます。……………

ご利用には所定の条件がございます。
くわしくは裏面をご確認ください。

各種 【店頭表示金利】
住宅ローン金利 + 年 0.3%

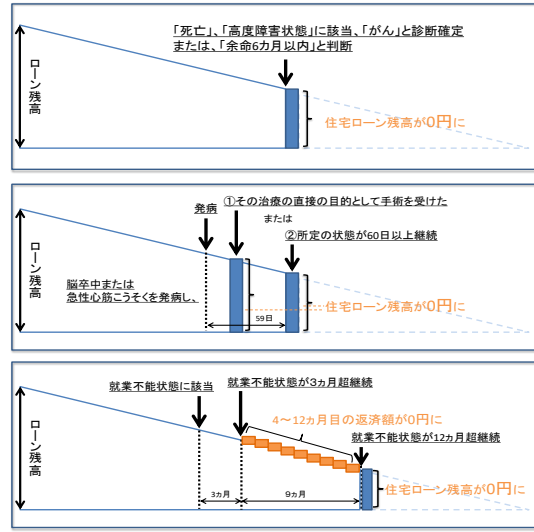
◎ご利用いただける方

新規で阿波銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満18歳以上満51歳未満、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方。※ただし、ご契約いただいた住宅ローンによっては条件が異なる場合がございます。

◎上乗せ金利と保険のしくみ

○阿波銀行が保険料を負担しますので、お客さまのご負担はございません。
 ※ただし、就業不能保障および3大疾病保障付での**ローン金利は年0.3%上乗せとなります。**
 ○保障開始日以降の傷害や疾病により、所定の就業不能状態が3ヵ月を超えて継続している場合、月々のローン返済額相当額が「就業不能給付金」として当行に支払われ、月々のローンの返済に充当されます。
 ○その後、所定の就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合には、住宅ローンの債務残高相当額が「長期就業不能保険金」として当行に支払われ、債務の返済に充当されます。

◎お支払いイメージ



一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団体信用生命保険制度の概要						
特 徴	地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度は、団体信用就業不能保障保険と3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険を合わせた制度です。これらの保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいます）を保険金等受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である銀行に支払い、その保険金等を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。					
保 険 金 等 名 称	死亡 保険金	リビング・ニーズ 特約保険金	高度障害保険金	3大疾病保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保 険 金 額 等	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」および「地銀協引受緩和団信制度」を通算して2億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して1億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。					給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。
保 険 金 等 が 支 払 わ れ ない 場 合（被 保 険 者 が 右 記 の よ う な 事 由 に 該 当 する 場 合 は 保 険 金 等 を お 支 払 い でき ない こ と が あり ます。）	○告知義務違反による解除○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。）					
	○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態や就業不能状態、急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき（その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。）					
保 障 開 始 日	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態またはリビング・ニーズ特約金のお支払事由に該当されたとき			○保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき （被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払対象外です。）○保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断されているとき ○保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき（再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。）		○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障害（※）○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存（※）○被保険者の妊娠、出産 ○頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの（その症状の原因の如何を問いません。） ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱（※）お支払対象とならない精神障害および薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。
	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または生命保険会社をご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日					
こ れ ら の 契 約 か ら の 脱 退	○融資を受けた銀行の賦払債務者がなくなったとき ○融資について期限の利益を失ったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○被保険者の年齢が満76歳に達したとき					
告 知 に 関 する 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体の障害状態などについて、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承願います。 					
<p>（備考）*1「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの *2「所定の悪性新生物」および「診断確定」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明』の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中』をご参照ください。なお、所定の悪性新生物には、上皮がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。 *3「病院または診療所において手術を受けたとき」「病院または診療所」および「手術」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』をご参照ください。 *4「所定の脳卒中」、「所定の急性心筋こうそく」、および、それらを原因とする「所定の状態」につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明』の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。 *5「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障害、薬物依存』をご参照ください。</p>						
保 險 正 式 名 称	3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険			団体信用就業不能保障保険		
引 受 保 険 会 社	複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社）			明治安田生命保険相互会社		

・上記「一般社団法人全国地方銀行協会 ライフサポート団体信用生命保険制度の概要」は、地銀協ライフサポート団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
 ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。